

高山市景観重要建造物修景事業補助金

郷土の重要な歴史的、文化的資産の保存を図り、美しい景観と潤いのあるまちづくりを推進するため、景観重要建造物の修景等に助成します。

■補助対象者

景観重要建造物の所有者で、市税の滞納がない方

■補助の対象となるもの

- (1) 景観重要建造物及びそれに付帯する各種設備等の現状の外観を維持向上させる工事
- (2) 景観重要建造物の外観を維持するために必要な構造上の修理
- (3) (1)及び(2)の工事に伴う基本設計及び実施設計並びに施工管理

※ (1)～(3)について、高山市市街地景観保存区域建造物修景事業補助金及び高山市景観形成事業（塀等設置）補助金の交付を受ける場合は、この補助金の交付を受けることができません。

■補助金額

補助率：対象経費の2／3

限度額：500万円

【申し込み・お問い合わせ先】

高山市 都市政策部 建築住宅課 まちづくり政策係

電話 0577 (35) 3176 FAX 0577 (35) 3168

HP <https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1006064/1006098/1006100.html>



○手続きの流れ

※場所や規模等により下記届出が必要な場合があります。

事前に各担当課で確認してください。

- ・登録有形文化財の現状変更の届出【文化財課】
- ・市街地景観保存区域内における行為届出・保存会長承諾書【建築住宅課】
- ・景観重点区域内における行為届出【建築住宅課】

